

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 年末調整の注意点

Q : そろそろ年末調整の処理にとりかかろうと思うのですが、昨年と比べて変わったこと等注意することがあれば教えてください。

A : 住宅借入金等特別控除制度の新制度が創設された他、今年も昨年に引き続き定率減税が行われています。

【解説】

平成13年度の給与所得関係の改正等により昨年と比べて次の事項が変わっています。

- (1) 住宅借入金等特別控除制度の適用期限の延長と新たな制度の創設……制度の適用期限が平成16年12月31日まで延長されるとともに、平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間に住宅を自己の居住の用に供した場合の控除期間を10年間、各年の控除限度額を50万円とする制度が創設されました。
- (2) いわゆる第三分野の保険契約の保険料控除における対象区分の組替え……平成13年7月以後、生命保険会社と損害保険会社がいわゆる第三分野の保険契約について相互に参入できるようになったことに伴い、第三分野の保険契約については、生命保険料控除か損害保険料控除のいずれの対象とされるかについて、その保険契約の内容に応じて区分されることになりました。
- (3) 確定拠出年金法の成立に伴う小規模企業共済等掛金控除の対象の拡大……小規模企業共済等掛金の範囲に、確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入者掛金が追加されました。

